

2023 年 10 月 27 日

## 千教組闘争速報 10 号②

2024 年度教育予算等に関する  
県教委交渉

### 「2024 年度教育予算等に関する県教委交渉」

県教委回答   
再質問   
要望   
重点要求 太字波下線

[教職員配置]

1. 教育の機会均等やより良い教育にむけ、以下の項目について予算を確保するよう文部科学省及び関係府省に強くはたらきかけること。

①義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に復元すること。

千葉県教育委員会としても、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保障するよう全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会を通じ、国に要望しているところである。 【教育総務課（人事給与室給与管理班）】

②全学年 30 以下学級などの少人数学級の実現を図ること。まずは、中学校の 35 人以下学級を早期に実現すること。

国に対しては、法改正により中学校の 35 人以下学級についても早期に拡充するよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、地域の実情や学校の実態に応じた柔軟な教職員定数の活用ができるよう制度の見直しを働きかけている。 【教職員課（小中学校人事室）】

③教育の質の向上と子どもと向き合う時間を確保するため、小学校における専科指導の充実による指導体制への支援を図ること。

県教育委員会では、学力向上と教員の負担軽減、教育の質の向上を図るため、昨年度から「小学校専科非常勤講師等配置事業」を新たに実施することとし、9月1日時点で124校に150人を配置したところである。

今後も、県の予算による非常勤講師の配置を進めるとともに、教職員定数の改善について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望していく。 【教職員課（小中学校人事室）】

④中学校の免許外教科担任を解消するための教員を増員すること。

免許外教科担任を解消するため、令和5年5月1日の時点で、教科担任講師を87校に107人配置している。今後とも、免許外教科担任の解消に努めていく。

【教職員課（小中学校人事室）】

⑤少人数指導等を充実させるための教員を増員すること。

国に対しては、法改正に伴う 35 人学級の拡充にあたり少人数指導等に係る加配定数の維持に努めるよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、地域の実情や学校の実態に応じた柔軟な教職員定数の活用ができるよう、制度の見直しを働きかけていく。 【教職員課（小中学校人事室）】

**⑥特別な支援を要する児童・生徒の教育の充実を図るため、特別支援学級の学級編制基準を引き下げること。**

特別支援学級の学級編制基準については、現在のところ変更する予定はない。

なお、県としては、国に対して、全国都道府県教育長協議会等を通じて、「小中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、義務標準法を改正し、特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ること」など、財政措置の拡充について要望しているところである。 【教職員課（小中学校人事室）】

**<要望>**

義務標準法に「都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。」とあるように、実際、県独自で学級編成基準を8人から7人や6人に引き下げている県もある。

学級編成基準の引き下げに伴うさらなる人材の確保等課題もあるが、ぜひとも、千葉県においても、全ての子どもたちの可能性を最大限に引き出す個に寄り添った教育のため、特別な支援を要する児童の増加傾向に対応するため、特別支援教育の充実に向けて独自で編制基準を引き下げる等検討していただきたい。

**⑦通級指導教室担当者1人の指導対象となる児童・生徒数の上限を引き下げること。**

国に対して、全国都道府県教育長協議会等を通じて、「発達障害のある児童生徒への通級による指導を担当する教員については基礎定数化を着実に進めるとともに、配置基準の引下げを図ること」など、財政措置の拡充について要望しているところである。 【教職員課（小中学校人事室）】

**⑧外国人子女等日本語指導のための教員の配置を増やすこと。**

外国人子女等日本語指導のための加配教員は、小学校84校、中学校22校、義務教育学校2校の計108校に78名を配置している。外国人児童生徒への対応を目的とした教職員については、今後も国の動向を見守るとともに、必要な定数については、市町村教育委員会や関係機関と協議の上、国に対して増員を要望していく。 【教職員課（小中学校人事室）】

**⑨教職員の長時間勤務の改善にむけて、スクール・サポート・スタッフの配置の拡充を図ること。**

今年度のスクール・サポート・スタッフは、令和5年9月1日の時点で482校に507人を配置している。国に対しては、スクール・サポート・スタッフなどの教員以外の専門スタッフ・地域人材について、希望する全ての公立学校に配置するなど補助制度の一層の拡充を図るよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、スクール・サポート・スタッフ等の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充することを働きかけていく。 【教職員課（働き方改革推進班・小中学校人事室）】

**⑩教育支援体制整備事業費補助金の補助率を2分の1に引き上げること。**

国に対しては、スクール・サポート・スタッフなどの教員以外の専門スタッフ・地域人材について、希望する全ての公立学校に配置するなど補助制度の一層の拡充を図るよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、スクール・サポート・スタッフ等の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充することを働きかけていく。 【教職員課（働き方改革推進班）】

2. 公立小中義務教育学校学級編制基準及び公立小中義務教育学校定員配置基準を改善し、特に、以下の項目における教職員の配置を拡充すること。また、県費負担教職員の確保にかかわる予算の増額を図ること。

**①小・中学校における増置教員の配置基準を改善すること。当面、小学校 11 学級以下、中学校 15 学級以下の学校への増置教員の配置拡大を図ること。**

令和3年度に小学校 12 学級の増置教員配置基準を改善したところであるが、さらに増置教員配置基準を引き下げることが、県単独予算による大幅な定数増を伴うため、現状では困難である。  
今後とも、児童生徒数の増減及び学級数の推移等を勘案しながら、国から措置される定数を最大限に活用していく。 【教職員課（小中学校人事室）】

<再質問>

小規模校や複式学級では、多くの校務分掌を一人が担ったり、出張等が重なったり欠員が生じたりした場合、一人一人の負担が大きい。増置の配置基準を改善することはできないか。

<再回答>

増置教員については国の基準によって配置された定数を、千葉県公立小中義務教育学校定員配置基準に基づいて学級数に応じて配置しているところである。こちらの定員配置基準については毎年定数の見込み等を見て、また、様々な意見を踏まえて、検討している。次年度の定員配置基準の設定の際には意見を参考に検討していく。

<要望>

教職員の働き方改革において、教職員の負担軽減や多忙化解消に向けて、現在、学校現場には会計年度任用職員や支援員等、様々な立場の方が入って下さり、実際に負担軽減等につながっていることにまず感謝する。

しかしながら、その一方で現場からは「授業や担任ができる人がもう一人いてくれたらありがたい」という声も非常に多い。校務分掌の数は大規模校でも小規模校でもほとんど変わらないため、小規模校では、一人ひとりの校務分掌量は多く、複数が休んだ場合、他の教職員にかかる負担が大きい。子どもたちが教職に魅力をもつ、教職にあこがれを抱くためには、まずに教職員一人ひとりが気持ちにゆとりを心に余裕をもつことが必要不可欠である。ぜひ、増置の配置基準改善を検討してほしい。

**②小規模校や複式学級設置校、特色ある教育課程を編成する学校への教員の配置拡大を図ること。また、複式学級編制基準を下げること。**

本県では、11 学級以下の小学校にも、学級担任以外の増置教員を 1 名配置して、校内指導体制の充実を図っているところである。  
さらに増置教員の配置拡大を図ることや複式学級編制基準を引き下げることが、県単独予算による定数増を伴うため、現状では困難である。 【教職員課（小中学校人事室）】

**③学級編制の基準日を修了式の日とし、全学年において、修了式後の転出により学級減が生じた場合は、元の学級数を維持する弾力的な学級編制ができる予算措置をすること。**

児童生徒数を正確に把握するためには、学級編制基準日を入学式・始業式の日とすることが、現状では最も適当であると考えており、これを変えることは考えていない。  
なお、小学校第 1 学年及び第 5 学年については、修了式後に学級減の対象となる人数まで減った場合、一律に学級減としない学級編制の弾力的な運用をしているところである。対象を全学年に広げることが、定数増を伴うため困難である。 【教職員課（小中学校人事室）】

④千葉県の配置基準を小学6年から中学3年まで35人に引き下げること。県独自の基準をもとに配置された教職員に関しては、学校の裁量のもと弾力的な運用ができる制度とすること。

少人数学級の推進については、国の定数を活用していることから、さらなる教職員定数改善計画が策定されない状況で、学年を拡大することは困難である。 【教職員課（小中学校人事室）】

**⑤教科指導の専門性をもった教員によるきめ細かな指導や教育の質の向上、持ちコマ数の軽減のための小学校専科をさらに拡充すること。**

県教育委員会では、学力向上と教員の負担軽減、教育の質の向上を図るため、昨年度から「小学校専科非常勤講師等配置事業」を新たに実施することとし、9月1日時点で124校に150人を配置したところである。今後も、県の予算による非常勤講師の配置を進めるとともに、教職員定数の改善について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望していく。

【教職員課（小中学校人事室）】

<再質問>

次年度以降、さらに拡充していく予定なのか。

<再回答>

小学校専科非常勤講師については、配置による効果の検証も踏まえて引き続き事業の拡大・拡充に努めていく。

<要望>

小学校専科非常勤講師の配置により、校内の教員数が増えて教科指導以外でも校内の対応がしやすくなった、ベテランの先生方が来てくれたことで、若年層の授業構成や板書の仕方の指導や掲示物作成などをしていただいた、理科という教科の専門性に特化しているため、子どもの意欲が高まった、持ちコマ数が減り、その余裕ができた時間を他の教科の教材研究にあてることができた等の声がある一方で、学級の担任とも打合せや周りの方とのコミュニケーションをとる時間がない、週5日入る勤務形態ではないため時間割りの調整が難しい、専門外の指導では力を持て余してしまい、どのように活用したらよいか迷うときもあるとの声もあがっている。デメリットもあるがそれ以上にメリットがあるという声が多い。教員の負担軽減、教育の質の向上にむけて、さらなる拡充と学校の実情や専科の方に応じて配置時間や学年、教科も柔軟に対応できるようにしてほしい。

**⑥特別支援教育の充実や多学年指導の解消をすすめるため、学校現場の実情を把握し非常勤講師の配置を行うこと。特に、特別支援教育コーディネーターを兼務している場合には、特別支援教育コーディネーターの業務に専念できるような人的配置を行うこと。**

県としては、国に対して、全国都道府県教育長協議会等を通じて、「小中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、義務標準法を改正し、特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ること」や「発達障害のある児童生徒への通級による指導を担当する教員については基礎定数化を着実に進めるとともに、配置基準の引下げを図ること」について要望しているところである。 【教職員課（小中学校人事室）】

《現場の声（夷隅支部 市原書記次長）》

私の分会では、年々特別支援学級に在籍する児童は増え、今年度も年度途中で入級する児童の数もあり、特別支援学級の在籍数がどんどん増加している。どの特別支援学級にも、6～7人の児童がいる。また、その学級には複数の学年の児童が在籍しているため、授業を進める困難さが生じている。特別支援学級では、1対1の指導が必要な児童が多く、在籍児童数が増えると対応できる教員の数も限られているため、全員に手が回らない時がある。在籍する児童一人一人の能力や可能性を最大限に引き出そうと授業準備、教材研究に日々努力しているが、非常に多忙で大変であることをまず理解していただきたい。さらに、児童数が多くなると個々への対応や授業が複雑になってしまう。また、特別支援学級の教員の出張や引率があると、異学年の児童も在籍しているため、補教

計画を立てるのが非常に困難である。異学年の在籍のため、修学旅行や校外学習、学年の行事に引率する機会が多く、通常の学級よりも頻繁に補教の計画を立てる必要がある。学校に戻ると、大人数の課題の確認を行わなければならない。

夷隅支部全体で見ると、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級の担任は、特別支援学級の教員が兼任している。しかし、特別支援教育コーディネーターとしての仕事をする時間が勤務時間内に捻出しにくいいため、迅速なサポートができていない状況下にある。さらに、放課後は部活動指導があったり、放課後デイサービスへの対応があったりと、特別支援コーディネーターとしての仕事は夕方の17時以降になってしまう。会議を行う場合、早くても17時を過ぎてしまうのが現状である。特別支援教育コーディネーターの業務に専念できるよう、人的配置を強く望む。また、現場の声として、通常学級の児童も、特別支援学級の児童も同じように一人一人を大切に、全ての児童をきちんと見て、その能力に応じた支援をきめ細やかおこなっていくためには、担任外の専任の教員が必要であるとの声もあがっている。

このように、特別支援学級の教員は、ほとんど空き時間がない。多くの教員が月45時間の残業時間には到底収まらず、心身ともに疲弊した非常に困難な状況に直面している。ぜひとも学校現場の実情に耳を傾けていただき、特別支援教育にかかわる教員を増員してするよう要望する。

<再質問>

国や県でも重点に置いている特別支援教育の充実のためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で学校に配置することはできないか。

<再回答>

特別支援教育に関わる教師をとりまく環境・状況等は大きく変化している。県教育委員会としても特別支援教育の充実、教師の専門性の向上、人材確保、人材育成が重要であると考えている。こうしたことを受けて、特に令和4年度から人事異動方針等において教職経験10年目までの適任者の登用を積極的に進め、特別支援学級担任の経験者を増やすことによって人材育成を図っている。専任での配置も含めて意見を参考にできることを考えていきたい。

<要望>

今年度実施した千教組勤務実態調査では、小学校特別支援学級担任回答が約400人おり、そのうちの空きコマなしが270人、さらに空きコマなしで特別支援教育コーディネーターを兼務が約100人いることがわかった。さきほどの現場の声以外にも

「空き時間をつくれないので、特別支援コーディネーターの仕事ができず、時間外勤務が増え続ける状況です。」

「特別支援コーディネーターとして該当児童を見に行く時間がとれない。授業準備の時間、事務処理の時間など、心の余裕が全くない。」

と切実な声がたくさんあがっている。

千葉県令和5年度版の特別支援教育指導資料においても特別支援教育コーディネーターの役割に各学級担任への支援、児童生徒の実態把握と情報収集の推進とある。この現状を理解していただき、県独自の教員等の増員についても検討してほしい。

⑦千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例(2023年4月1日施行)にある学校の役割や実態にあわせた生徒指導や不登校の児童・生徒等に対応できるよう、県単独で措置している教職員を増員すること。また、訪問相談担当教員がより活用されるように周知し、さらなる拡充を進めること。

児童生徒支援のための加配教員については、いじめ対応、不登校児童生徒・問題行動支援、学習支援等を目的として、今年度 299 名を配置、さらに生徒指導充実のために、県単独予算で 26 名の定数を確保している。

また、「千葉県不登校児童生徒の機会均等の確保を支援する条例」の施行を受けて、本年度の不登校児童生徒支援を昨年度より 5 名増やしたところである。 【教職員課（小中学校人事室）】

<要望>

不登校児童生徒支援を増やしていただき、ありがたい。3月31日に文科省から出た COCOLO プランでは、校内教育支援センターの設置促進や多様な学びの場、居場所の確保が掲げられ、7月14日に行われた千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会において相談窓口となるコーディネーターの必要性が述べられている。

県の不登校支援条例 第6条において「不登校児童生徒及びその保護者が多様な教育機会を選択するための支援に努める。当該不登校児童生徒がフリースクール等を利用する場合には、当該フリースクール等との連携に努める」と学校の役割が示されている。

誰一人取り残されない学びを保障していくために今後さらに学校に求められる役割が多くなることが予想されることから、教職員を増員するように要望する。

- ⑧養護教諭の全校配置を堅持すること。さらに、多様化する児童・生徒の心身の健康問題やいじめ問題、不登校など複雑化する課題に対応するため、複数配置基準を引き下げるとともに、学校の実情に応じた弾力的な複数配置をすすめること。

養護教諭については、現在、3学級以上の本校に配置するとなっておりますが、すべての本校に配置するよう努力しているところである。また、国から定数が措置されない分校についても、配置しているところである。養護教諭の配置基準の改善については、国に対し、これまでの「全国都道府県教育長協議会」等を通じた要望に加え、今年度は新たに本県からの「国への重点要望」にも加えたところであり、今後も様々な機会を通じて働きかけていく。 【教職員課（小中学校人事室）】

- ⑨標準法の規定にもとづいた県費職員としての学校事務職員の全校配置を堅持するとともに、国の基準に準じた小学校 27 学級以上、中学校 21 学級以上については複数配置とすること。

事務職員の配置基準については、3学級以上の本校に配置するとなっているが、すべての本校に配置するよう努力しているところである。また、事務の共同実施センター校に複数配置をする等、配置の工夫を行っているところである。配置基準については、今後とも、児童生徒数及び学級数の推移等を勘案しながら、検討していく。 【教職員課（小中学校人事室）】

- ⑩学校事務職員の「就学援助加配」については、引き続き速やかに配置すること。また、配置基準を引き下げるとともに、基準に満たなくなった場合には県独自で経過措置を設けること。

学校事務職員の「就学援助加配」については、国の加配条件に基づいて配置しているところである。定数は、国の法に従って単年度措置されるため、配置基準を引き下げることや前年度の配置数をすべて確保することは困難である。なお、事務職員の加配拡充については、国に対して全国都道府県教育長協議会等を通して、要望しているところである。 【教職員課（小中学校人事室）】

- ⑪児童・生徒数の減少により、養護教諭や学校事務職員が複数配置の基準に満たなくなった場合、県独自で経過措置を設けること。

養護教諭や学校事務職員の複数配置の定数は、国の法に従って単年度措置されるため、県単独予算を措置することにより前年度の配置数のすべてを確保することは困難である。

【教職員課（小中学校人事室）】

- ⑫「食育の推進」や感染症・アレルギー対応のために栄養教諭及び学校栄養職員（共同調理場を含む）の配置基準の改善を引き続き行うこと。

学校栄養職員の単独調理場の配置基準については、児童生徒数の推移等を勘案し、令和3年度に給食児童生徒数の合計数を975人で除した数から950人で除した数へと改善したところである。また、栄養教諭についても配置数を拡大できるよう検討していく。栄養教諭、学校栄養職員を含む教職員定数については、国が措置することが基本であることから、引き続き「全国都道府県教育長協議会」等を通じ、国に定数改善を要望していく。 【教職員課（小中学校人事室）】

- ⑬学校統合の場合は、統合前年度及び初年度に加配教員を配置すること。また、学校事務職員も加配で配置できるように定員配置基準を改正すること。

今年度は、統合を行った小学校2校、中学校2校に加え、統合前年度の小学校2校、中学校1校、義務教育学校1校の計8校に加配教員を配置した。学校事務職員の学校統合に係る定数を増やすことは、現状では困難であるが、今後の統廃合や国からの定数措置の状況等を勘案しながら、検討していく。 【教職員課（小中学校人事室）】

- ⑭共同調理場が統合し、複数市町にまたがる場合、栄養教諭及び学校栄養職員が配置されない市町がないように県独自で配置すること。

学校栄養職員の共同調理場の配置については、国の基準に準じて行っている。栄養教諭、学校栄養職員を含む教職員定数については、国が措置することが基本であることから、引き続き、「全国都道府県教育長協議会」等を通じ、国に定数改善を要望していく。 【教職員課（小中学校人事室）】

- ⑮少数職種の定年前再任用短時間勤務者を円滑に配置できるよう予算措置すること。

定年前再任用については、定数内での任用となることから、必要な教職員にかかわる予算については、措置されているものと考えている。なお、再任用の勤務形態については、学校の教職員構成や教科のバランス及び新規採用者の配置、教育課程の状況等を勘案して決定されることから本人の希望等も丁寧に聞き取りながら進めていく。 【教職員課（小中学校人事室）】

- ⑯教職員の希望を最優先した任用の実現にむけて、定年前再任用短時間勤務及び暫定再任用ハーフについては、県単独措置による加配とすること。

再任用教職員は、選考により正規に採用された一般職の地方公務員であることから、制度導入時より、定数内として取り扱っているところであり、再任用教職員を定数外とすることは考えていない。また、そのための県単独の予算を確保することは困難である。 【教職員課（小中学校人事室）】

### 3. 働き方改革や教職員の時間外勤務削減にむけて効果の高いスクール・サポート・スタッフを全校配置すること。配置にあたり国の予算だけで足りない部分については、県費で補えるよう予算措置すること。

本年度のスクール・サポート・スタッフは、令和4年9月1日の時点で482校に507人を配置している。県の厳しい財政状況下において、県費で予算措置を増やすことは、現状では困難であるが、来年度に向けて、国の予算拡充の動きや市町村等からの要望を踏まえ、配置の在り方を検討していく。なお、国に対しては、スクール・サポート・スタッフなどの教員以外の専門スタッフ・地域人材について、希望する全ての公立学校に配置するなど補助制度の一層の拡充を図るよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、スクール・サポート・スタッフ等の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充することを働きかけていく。 【教職員課（働き方改革推進班・小中学校人事室）】

<再質問>

補正予算でのさらなる拡充ありがたい。国の概算要求ではほぼ倍増している。来年度さらに予算化して拡充していく予定はあるのか。

<再回答>

概算要求では倍増しているが、スクール・サポート・スタッフ配置事業は国の補助事業であるため、国の動きを注視しつつ、県としてはスクール・サポート・スタッフのより効果的な配置に努めるとともに希望する公立学校全てに配置できるように補助制度等の拡充について国に要望していく。

<要望>

スクール・サポート・スタッフが配置を年々増やしていただき、ありがたい。配置されている学校からは教職員の業務の負担軽減につながり、非常に助かっているとの声を多く聞く。その一方で業務内容については、日常業務以外にも「各学校長が指定した内容」とあるように各学校で違いがみられる。東京都教育委員会では、スクールサポートスタッフ活用事例集を作成し、どのような仕事をしているかなど参考にできるようにしている。働き方改革に直結する SSS の業務内容について各市町村・各学校が参考できるような事例集を作成することや全校配置がなされるよう、予算・人の確保・配置においてさらに注力することを要望する。

4. いじめ・不登校等の対策をはじめとする学校支援体制強化のための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間数の増加や配置校数の拡充を図ること。

スクールカウンセラーについては、年々配置校を増やし、令和5年度当初、全公立小・中学校へ配置し、小学校については、隔週配置校を前年度から104校増の384校とした。高等学校は、前年度から8校増の105校、県立特別支援学校は前年度同様に1校、さらに、教育事務所等6カ所に配置したところである。

スクールソーシャルワーカーについては、令和5年度当初、小中学校18校、県立高等学校21校に配置するとともに、県全体のニーズに柔軟かつ機動的な支援を行うことができるよう、教育事務所5カ所には3名ずつ配置し計44カ所に54名体制にしたところである。今後も、児童生徒等に必要支援が行き届くよう、相談体制の充実に努めていく。

【児童生徒課（生徒指導・いじめ対策室）】

《現場の声（市原市支部 永野副支部長）》

報道等にもあるが、不登校傾向の児童・生徒の数が年々増えている。現場で働く私たちもその現状を日々実感しているところである。不登校の理由は、複雑なものが多く、簡単に解消することはできない。また、親子ともにじっくりと時間をかけて話を聞く必要があり、担任や学年、学校の職員だけでは限界がある。このような問題を解決するために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは今の学校に欠かせない。

まず、スクールカウンセラーについて、県の配置で、小学校には月に1度のペースで来ている。勤務日には、予約をしている家庭の保護者数名と面談をし、悩みを抱えている児童と面談をしている。保護者自身の教育方針についての悩みや、子どもの将来について、中には、学校に対し否定的な感情を抱いている保護者との面談などもあり、親身に話を聞いて下さることで、状況が好転したという話を市内複数の小学校から聞いている。

中学校では、小学校時にスクールカウンセラーを利用していた児童・保護者が、引き続き利用する事例が多々ある。人間関係、勉強や進路、部活動での悩みから、中学生になってから利用を始める生徒も多くいる。小学校時に不登校となり、中学校入学時には、カウンセラーとの関係づくりから中学校生活をスタートする生徒がおり、カウンセラーがいるとしないでは、対応に大きな差が出てきてしまうのが現状である。「学校の先生には話づらいことも、カウンセラーさんなら話せる。モヤモヤしているものを聞いてもらいたい。」「休み時間などのちょっとした時間に話を聞いてもら

い、安心した。」など、不安を抱える生徒の心のよりどころにもなっており、今の学校現場において必要不可欠である。

次に、スクールソーシャルワーカーについて、市原市独自でスクールソーシャルワーカーが2名配置されているが、その中で良かったという声について、紹介したい。

家庭の事情や児童の心の問題で、不登校になっていた児童のもとへ、市の「こども家庭総合支援課」と一緒に家庭訪問をし、児童や保護者と話をしたり、遊んだりして丁寧な対応での関係を築き、時には一緒に学校まで歩いて登校の手伝いをしてくれた。そして卒業式の日には、全体での卒業式には出席できなかったものの、スクールソーシャルワーカーの方と一緒に登校し、学校で卒業証書を受け取ることができたそうである。学校の職員だけでこのような対応をすることは難しく、この児童が学校へ登校できたのは、スクールソーシャルワーカーあつてのことだと思う。

また、市原市の小学校には「心のサポーター」という職員がおり、全小学校に週に1～2回配置されている。スクールカウンセラーのように、一日学校にいて児童の悩みや不安を聞いたり、不登校の児童の保護者との面談、さらには時には教員とともに不登校児童の家庭まで行き、少しでも学校に足が運ぶよう児童と話をしたり保護者の相談や悩みを直接聞いたりしてくれている。ある学校では、4ヶ月かけて中学校への過渡期となる小学校5・6年生全員を対象に面談を実施し、ひとり一人の悩みや不安、今の心境を丁寧に聞き取り、担任や学年職員との情報交換をして、児童理解や未然のトラブル防止に役立っているという事例もある。学校現場として、本当に助かっている。

先日の第7回千葉県教育委員会定例会議でも、不登校の児童生徒の対応支援として、スクールカウンセラーの増員や教育相談体制の充実やスクールソーシャルワーカーの配置などが示されている。県内にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必要としている児童生徒、家庭、教職員、学校がたくさんある。ぜひ、県費での更なる配置・勤務日数の拡充をよろしく願う。

<再質問>

今後、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置時間や配置校数を拡充していく予定はあるのか？また、個別での訪問などを可能にすることはできないか。

<再回答>

今後の教育相談体制をさらなる充実については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置の在り方について検討するとともに必要な財源措置について国に要望していく。個別の家庭訪問について、チーム学校の一員として単独ではなく、教職員や訪問相談担当教員と協働することで効果を発揮できると考えているが、今後、学校のニーズを把握したうえで相談体制の充実にむけ、個別での訪問についても検討していく。

<要望>

現場の声だけでなく、千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会においてもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの必要性やさらなる拡充等を求める声は非常に多い。

過去最多となる不登校数に対応するため、10月17日に文科大臣からのメッセージや不登校・いじめ緊急対策パッケージが出され、学校における組織的対応を支える取組にもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの必要性が明記されている。現在、不登校児童生徒数が注目され、その中で指導等を受けていない小中学生への学びの保障は非常に重要な問題である。しかしながら、不登校になってからの対応だけではなく、不登校になる前、現在学校に通っている子どもたちへの対応も非常に重要ではないか。感染症禍で数年間非日常を経験した子どもたちは、大人以上に様々な悩みを抱えている。全ての子どもたちに寄り添える環境を整備していく上でも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置時間数の増加や配置校数の拡充を要望する。

5. 長期研修生の増員を図ること。

本県教育の推進者を育成するという長期研修制度の趣旨を踏まえ、長期研修生を派遣するために必要となる国からの定数を確保できるよう、努めていく。 【教職員課（小中学校人事室）】

6. 以下の項目における教職員を配置するよう市町村にはたらきかけること。

①特別支援教育の充実にむけて、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズや不登校の問題に対応できるように、地方財政措置された特別支援教育支援員をすべての学校に配置すること。また、学校の実情に応じた複数配置の促進に努めること。

県としては、特別支援教育支援員の配置の充実について、令和5年1月23日付け「令和5年度特別支援教育に係る地方財政措置の予定について」により、各市町村に対して周知を図ったところである。今後も、特別支援教育支援員の計画的な配置と有効活用について、各種会議等を通じ、市町村に働きかけていく。 【特別支援教育課（教育支援室）】

<再質問>

有効活用についてどのように各市町村にはたらきかけているのか。

<再回答>

各市町村において特別教育支援員の有効活用が進むように文部科学省で公表している資料を活用するなどして、特別支援教育支援員の有効な活用について引き続き各種会議等の場で各市町村に情報を提供していく。

<要望>

横浜市では「令和5年度特別教育支援教育支援員スタート資料」を作成し、特別支援教育についてや支援員の業務内容や役割について詳細に提示している。そのなかで、特別支援学級や通常学級での支援員の支援場面についても説明されており、支援員として働く際、非常に参考になると考えられる。

千教組による調査では、市町村によって未配置の学校や勤務時間及び日数や人数が足りない実態を把握している。また、特別支援学級の児童への対応については市町村で対応が異なるなど、勤務条件の改善を求めていく必要があると考えている。市町村によって差が生じることがないようにすべての学校に配置するよう市町村に強く働きかけるよう要望する。

②地方財政措置されている ICT 支援員の配置をすすめること。また、地域や学校の実情に応じてさらなる配置の促進に努めること。

県教育委員会では、ICT教育担当者連絡協議会等で市町村教育委員会に対して情報通信技術支援員（いわゆるICT支援員）の配置の推進をお願いしているところである。

また、地方財政措置による情報通信支援員の増置等の予算の拡充について、県独自として国に対して要望したところであり、引き続き、学校のICT化を支援する人材の確保に向けて、人材の紹介や派遣等を行っている事業者等に関する情報提供を行っていく。

【学習指導課（ICT教育推進室）】

③日本語指導員の配置を積極的にすすめること。

外国人子女等日本語指導のための加配教員は、小学校84校、中学校22校、義務教育学校2校の計108校に78名を配置している。外国人児童生徒への対応を目的とした教職員については、今後も国の動向を見守るとともに、必要な定数については、市町村教育委員会や関係機関と協議の上、国に対して増員を要望していく。 【教職員課（小中学校人事室）】

④学校における医療的ケア実施体制充実にむけ、医療的ケア看護職員の配置をすすめること。

令和4年度は、県内の18市町が、国の補助制度である「医療的ケア看護職員配置事業」を活用して、小・中学校等55校に94人の看護師を配置した。

令和5年度は、22市町の小・中学校等72校に104人の看護師を配置するため国に補助申請をしているところである。県教育委員会では、市町村教育委員会を含めた各地区別ネットワーク、並びに地区代表が集まっての総括ネットワーク会議を活用し、小・中学校等におけるニーズと課題を踏まえた医療的ケアの実施体制構築の支援を行っていく。

今後も、県内各地域において、特別支援学校が中心となり、小・中学校等での医療的ケアの実施体制が構築できるよう支援を進めていく。 【特別支援教育課（教育課程指導室・教育支援室）】

⑤学校図書館法の一部改正にともない、すべての学校に専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を配置すること。

一部改正法の附則では、「学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、学校司書の配置については、国の動向を踏まえて検討していく。 【教職員課（小中学校人事室）】

⑥部活動指導員の配置を積極的にすすめること。

県教育委員会では、部活動指導員を配置する市町村に対し、その経費の一部を補助する「部活動指導員配置事業」を継続している。3月に策定した、「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」においては、地域移行へのスケジュールを示すとともに、教師の適切な勤務時間管理にも配慮する観点から、部活動指導員の活用についても示しているところである。今後も、効果的な活用方法を周知するなど、引き続き、各市町村教育委員会に対し配置を積極的にはたらきかけていく。 【保健体育課（学校体育班）】

[学校施設・設備、消耗品、専門スタッフ等]

7. 学校施設・設備等、以下の点について、地域間格差が生じないように国及び市町村にはたらきかけること。また、県独自に予算措置を講じること。

①児童・生徒・教職員の熱中症のリスクを軽減し、学びの機会を保障するために特別教室に空調設備を完備すること。

令和3年度から国では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、特別教室等の空調設置など防災機能強化対策事業等について、重点的かつ集中的に対策を講ずるとしている。空調設備の整備については、学校設置者である市町村の判断によるものと考えているが、県教育委員会としては、引き続き、市町村における施設整備が円滑に進むよう国の補助制度の活用に係る周知・助言など必要な支援を行うとともに、国に対しては、整備に必要な財源の確保や国庫補助制度の充実等について要望していく。 【財務課（財務・助成班）】

②体育館の耐震補強やトイレの洋式化を進めるとともに、空調設備を完備し、猛暑時でも学習機会が保障され、災害時の避難所としての機能も備えた学校施設となるよう改善すること。

令和3年度から国では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、体育館等のトイレの洋式化や空調設置など防災機能強化対策事業等について、重点的かつ集中的に対策を講ずるとしている。

体育館等のトイレの洋式化や空調設備の整備については、学校設置者である市町村の判断によるものと考えているが、県教育委員会としては、引き続き、市町村における施設整備が円滑に進むよう国の補助制度の活用に係る周知・助言など必要な支援を行うとともに、国に対しては、整備に必要な財源の確保や国庫補助制度の充実等について要望していく。 【財務課（財務・助成班）】

③老朽化等による危険をともしなう校舎・施設・設備の改築、改修を行うこと。

令和3年度から国では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、公立小中学校施設の計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策等について、重点的かつ集中的に対策を講ずるとしている。

学校施設の長寿命化を図る老朽化対策等については、学校設置者である市町村の判断によるものと考えているが、県教育委員会としては、引き続き、市町村における施設整備が円滑に進むよう国の補助制度の活用に係る周知・助言など必要な支援を行うとともに、国に対しては、整備に必要な財源の確保や国庫補助制度の充実等について要望していく。【財務課（財務・助成班）】

④防犯カメラや防犯用外灯・インターホン、AED の設置及び定期点検、避難経路の確保等、学校の安全対策・防犯対策を講じること。

市町村立小・中学校等については、まず、市町村教育委員会で責任をもって取り組むべきものと考えている。県教育委員会としては、市町村教育委員会において、学校の実状に応じた措置がとられるよう、指導及び助言をしていく。【児童生徒安全課（安全室）】

⑤子どもたちにとって安全・安心な学校が維持できるように、学校施設・設備の点検作業を定期的に業者等の専門家に委託すること。

市町村立小・中学校等については、まず、市町村教育委員会で責任をもって取り組むべきものと考えている。県教育委員会としては、市町村教育委員会において、学校の実状に応じた措置がとられるよう、指導及び助言をしていく。【児童生徒安全課（安全室）】

<要望>

8月24日文部科学省の「学校安全の推進に関する有識者会議」において、教職員が担う安全点検案が提示された。教職員の主な役割として「授業などの業務に付随して行う日常点検の範囲で、専門性を持たなくてもいい箇所を点検し、異常を早期発見する」とし、校内施設や遊具の点検を主に目視で確認するとし、金属疲労や亀裂・腐食、転倒の恐れなど専門性がないと変化や劣化に気がつきにくいものには専門家が関わった方がよいものとしている。近年学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面での不具合が増加しており、子どもたちの安全安心な環境のためにも校内事故の未然防止のためにも、定期的に専門的な視点からの安全点検を実施していただきたい。

⑥食材と働く人の安全を保てるように「学校給食衛生管理基準」に準じた学校給食施設・設備の改善を図ること。

国に対しては、本年7月に「令和6年度国の施策に対する重点提案・要望」の中で、「学校教育施設の整備に係る事業については、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること」をはたらかけたところである。

一方で学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費については義務教育諸学校の設置者の負担としており、市町村立学校については、まず、市町村教育委員会で責任を持って取り組むべきものと考えている。県教育委員会としては、市町村教育委員会において、学校の実情に応じた措置が取られるよう、指導助言をしている。【保健体育課（給食班）】

⑦電話回線の増設（保健室等）、校内電話の整備、ナンバーディスプレイ付き電話機の設置、休憩室の設置等、学校施設・設備の充実を図ること。

市町村立小中学校における休憩室の設置等については、校舎の新築や増改築の際に、市町村において検討し整備するものと考えており、その工事費について、国の補助制度を活用できる場合もある。なお、電話回線の増設、校内電話の整備等については、各市町村において整備を進めていくものと考えている。【財務課（財務・助成班）】

**⑧GIGA スクール構想実現に向け、遅延の発生しないネットワーク環境などの ICT 環境の整備を早急にすすめること。また、保守管理や更新、端末処分等の費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。**

高速ネットワーク環境の整備につきましては、54自治体が国の補助を申請し、令和2年度末までにすべての市町村で整備が完了している。

また、ネットワークや端末の保守管理、通信環境整備及びこれに伴う通信費の増加や耐用年数を踏まえた1人1台端末の更新及び処分に要する費用について、必要な財政措置を講じるよう国に対し、要望しているところである。

【学習指導課（ICT教育推進室）】

《現場の声（山武支部 鶴澤書記次長）》

私は現在、小学校の特別支援学級の（情緒）を担当している。つい2週間前、2年生の児童が「先生、パソコンが壊れました！」とタブレット端末を私に差し出した。見てみると、キーボードの、あるキーがとれてしまっており、そのキーは、パスワード入力の際に常に打っている箇所のものであった。キーが割れてしまったなどの破損ではなかったため、修復を試みようとしたが、ただ単にキーをはめ込むのではなく、小さい部品がキーの他に2つ付属していることがわかり、諦めた。

どの学校においても、同様の場面は多々あることと思う。特に最近は、タブレットが導入されてから数年経過したこと等もあり、外的な故障だけでなく、システムや機能面での不具合も目立つようになってきた。このように本当に軽微な破損であっても、精密機械であるタブレット端末はしっかりと修理に出さなければならない。

ここで、タブレット端末の修理について自治体によって対応が異なる。幸い、私が勤務する学校がある東金市では故障等に対応する保険に入っているが、他の自治体の中にはタブレット端末の故障について、なんの保障もなく市町村や学校の予算内での対応、または個人負担になってしまうところもある。予算が付かないため、壊れたタブレット端末は保管庫に放置されている状態だそうである。また保険に入っている自治体についても軽微な故障であっても、保険修理の依頼から再び児童の手にタブレットが戻るまでには状況にもよりますが3週間程度時間がかかる。故障機器のとりまとめ、業者依頼、修理機器の把握といった業務の面でも負担は大きい。機械であるため使い続けられれば故障や不具合は起こる。まして扱うのは子どもであり、こういった故障が続き、タブレット端末を使わなければならない全国学力学習状況調査や学びのデザインシート、研究授業に備えて活用を控えたことがあるといった声もあった。日常的にタブレット端末を扱ってこそ GIGA スクール構想における児童・生徒の「主体的な学び」は実現するのだと思う。我々教職員は言うまでも無く機器の取り扱いについて細心の注意と指導を行っている。それでも破損してしまった場合に、代替機、または保険での修理といった対応がどの市町村でも実現するように、柔軟で弾力的な予算の増額を要望する。

各市町村では、限られた予算の中で最善を尽くし、児童・生徒や我々教職員のためにタブレット端末やwi-fi環境の整備をしている。しかしそれは最低限の範囲であり十分なものではない。児童・生徒も教職員も一人一台のタブレット端末の活用というこの環境に慣れ、確実に学校の授業や私たちの働き方は変わりつつある。コロナ禍が明け、様々な制約が外されてきているこの時に、予算の都合でタブレット端末が使えなくなってしまう児童・生徒をたった1人でも発生させてはいけない。タブレット端末が導入され数年が経ち、扱いが身についてきていることと同時に、機器の劣化が見られるこのときこそ、ICT環境の整備のための財政措置は不可欠である。ICT機器・環境整備のために必要な財政措置を強く要望する。

<要望>

文科省の概算要求において1人1台端末の更新の補助対象は児童生徒数全体の3分の2及び予備として「児童生徒数全体の3分の2」の5%以内とある。しかしながら、現場の声にもあるように日常的にタブレット端末を使用していれば、破損や故障が生じてしまうのは仕方がない。使用年数が経過すればするほど、破損や故障するリスクも大きくなり、予備機の5%以内の予算では、対応することができないのは容易に想像することができる。あわせて更新の際に端末処分の費用も重なってしまう。市町村によって差が生じないように、国に強く要望するとともに県においても補助等の財政措置を講じるよう検討してほしい。

⑨より一層きめ細かな心身のサポート・ケアを行える体制の構築にむけ、教育現場の実情に応じた保健室の環境整備をすすめること。

学校保健安全法4条では、学校の児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備等の整備充実等については、学校の設置者の責務とされているところであり、市町村立学校を対象とした保健室環境の整備については、まず、市町村教育委員会で責任をもって取り組むべきものと考えている。県教育委員会としては、市町村教育委員会において、学校の実情に応じた措置がとられるよう、指導助言していく。 【保健体育課（保健班）】

⑩多目的トイレやスロープ・昇降機の設置等、すべての児童・生徒がともに学ぶことのできる環境を早急に整備すること。

改正バリアフリー法の施行に伴い、文部科学省において、学校施設バリアフリー推進指針及び公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標が定められ、令和3年度から令和7年度までの5年間に、緊急かつ集中的に整備することになった。  
県教育委員会では、市町村に対し、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めるよう要請しているところである。また、障害のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、バリアフリー化を推進しようとする市町村に対し、国の補助制度等の活用について周知・助言を行うとともに、国に対しては、市町村が行う整備に必要な財源の確保や、国庫補助制度の充実等について、引き続き要望していく。 【財務課（財務・助成班）】

⑪帰国または外国人の児童・生徒が、校内だけでなくオンライン授業など家庭でも円滑にコミュニケーションを図れるようにするため、また保護者との連絡を円滑にするため音声翻訳機等の整備をすすめること。

県立学校において、拠点校3校を設置し、音声翻訳機を導入するとともに、効果的な使用方法等、調査・研究を進めている。今後は、調査結果を市町村教育委員会に周知していく他、各市町村で進むICT環境の整備等を生かし、学校が児童生徒等とオンラインで日本語指導及びコミュニケーション等が図れるようなシステム等の検討や支援体制の構築を進めていく。  
[参考]  
拠点校 生浜高等学校定時制  
市川工業高等学校定時制  
佐倉東高等学校定時制  
【学習指導課（義務教育指導室）】

⑫部活動における家庭への金銭的負担が大きくなるないように、支援をすすめていくこと。

県教育委員会では、市町村教育委員会学校体育担当者に対して、運動部活動の地域移行に係る家庭の負担について比較的低廉な額となるよう、説明を行っている。また、生活困窮家庭における補助等についても、国に対して引き続きはたらきかけていく。 【保健体育課（学校体育班）】

<再質問>

地域移行に伴い、外部講師や施設の利用料等、実際に家庭への負担が生じているが、準要や要保護家庭についてはどのように対応しているのか？

<再回答>

準要、要保護家庭の参加費等については市町村により対応が異なる。現在県で実施している実証事業においては、参加費に関わる費用は事業の一部とすることができている。今後は厚生労働省にも働きかけていくとともに県では健康・福祉指導部とも連携して補助等についてすすめられるようにしていく。

<要望>

準要や要保護等就学援助が必要な生活困窮家庭において、地域移行に伴って家庭への負担が生じてしまうことで、経済面が原因で部活動への参加の有無に差が生じる恐れがある。文科省の補助金交付要綱にも「当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費」とあり、当てはまるのではないか。どの家庭においても部活動の地域移行に伴う $+\alpha$ の経費負担が極力ないように国や市町村に働きかけるとともに県での支援を検討してほしい。

[公費負担]

8. 教育関係地方財政として措置された以下の項目について、各市町村にはたらきかけること。

①就学援助費(準要保護)については、地域間格差が生じないように、制度の拡充にむけてとりくむこと。

準要保護者への就学援助については、事業主体である市町村が地域の実状に応じ就学援助に係る施策を推進しているものと考えている。 【財務課(財務・助成班)】

②「義務教育諸学校における教材整備計画(令和2~11年度)にかかる地方財政措置について、確実に教材整備費に充当すること。

各市町村における義務教育予算については、各市町村の実情に応じて適切に編成されているものと考えている。 【学習指導課(義務教育指導室)】

③学校図書購入費に関する基準財政需要額を適正に措置すること。また、「学校図書館図書整備等5か年計画(2022~2026年度)」にかかる地方財政措置について、確実に学校図書整備費、学校図書館への新聞の複数配置費、学校司書の配置等に充当すること。

県教育委員会としては、平成22年度より、県独自の取組として「優良・優秀学校図書館」の認定事業を行っている。令和4年度から新たに「学校図書館への新聞の配備」についての調査項目を追加し、また、公立高等学校、県立中学校も事業の対象としている。

この調査結果をもとに、予算の確保や児童生徒の読書活動の充実が図られるよう、各教育事務所を通じて市町村教育員会に働きかけていく。 【学習指導課(義務教育指導室)】

<要望>

千教組では、毎年5月に教育予算プロジェクト会議を開催し、各市町村における基準財政需要額と配当予算を比較したり、学校図書館整備に地方財政措置された予算が活用されたりしているか調査をしている。残念ながら、文科省の調査結果と同様、地財措置された予算を学校図書館整備として予算化している市町村は少ない現状である。本来であれば配置されるべき学校に学校司書が配置されていないため、学校図書館の整備等に係る司書教諭への負担が大きくなってしまっている声も聞く。今年の3月に出た千葉県読書バリアフリー推進計画にある全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境となるよう、学校図書館自己評価表にある人的環境7の項目が全ての学校で達成しているとなるよう、しっかりと予算を確保するよう市町村教委に強く働きかけてほしい。

9. 教育費の保護者負担の軽減を図るため、国庫負担・補助金、地方交付税交付金等を拡充するよう、特に以下の点について国にはたらきかけること。

①教材費や消耗品費等を拡充すること。

市町村における義務教育予算については、各市町村の実情に応じて適切に編成されているものと考えている。

県教育委員会では、全国都道府県教育長協議会等を通じ、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財政措置を講ずるよう要望していく。 【財務課（財務・助成班）】

②教育の機会均等の観点からも就学援助費（要保護）拡充を図ること。

就学援助費の充実については、全国都道府県教育長協議会等を通じ、国に対して、補助金申請額を圧縮することなく、引き続き全額を交付決定するように努めるとともに、補助単価の引上げなど制度の充実を要望しているところである。 【財務課（財務・助成班）】

③学校事故に対する救済を万全とするため、故意・過失の有無や施設・設備の瑕疵の有無を問わず、すべての事故を救済対象とする学校災害保障制度の確立を図ること。当面、独立行政法人日本スポーツ振興センター法における災害給付額の引上げ、認定基準の拡大、共済掛金の保護者負担がなくなるようにすること。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、学校教育が円滑に実施できるように、国・学校の設置者・保護者のそれぞれの分担による協力関係によって成り立っている制度である。県教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、対応していく。

【児童生徒安全課（安全室）】

④義務教育諸学校の教科書無償制度を堅持すること。また、デジタル教科書についても無償制度の範囲内とすること。

義務教育諸学校の教科書無償制度が堅持されるよう、今後も国と連携しながら教科書給与事務に関する取組や、市町村教育委員会への指導・助言に努めていく。

また、デジタル教科書につきましては、紙の教科書との併用の考え方や本格導入に伴う無償化など、国の動向を注視しながら、無償制度の範囲内となるようはたらきかけていく。

【学習指導課（義務教育指導室・ICT教育推進室）】

10. 公立高校授業料無償制の所得制限をなくすよう国にはたらきかけること。

平成 25 年度までの授業料無償制においては、無償化前から授業料が全額免除されていた低所得者層には恩恵がないことや、低所得者にとっては、授業料以外の教育費も大きな負担であるなどの課題が挙げられていた。

そこで、国では、低所得者層への支援を充実させるなど、制度の見直しを図ることとし、限られた財源の中から、その費用を捻出するため、授業料無償制に所得制限を導入することとしたと聞いている。県としては、この見直しにより、低所得者層の教育費負担の一層の軽減が図られるなどの効果があると考えていますが、授業料無償制の更なる拡充及び見直しについて、全国知事会及び全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望しているところである。

【財務課（会計指導班）】

11. 奨学金貸付事業の支給要件や返還方法をさらに改善すること。また、奨学のための給付金についてはさらなる拡充を図ること。

千葉県奨学資金貸付事業は、平成 23 年度に大幅な見直しを行い、奨学資金の統合や成績要件の廃止、貸付月額を選択制及び返還計画の変更制度を導入するとともに、平成 24 年度には、卒業後、一定の収入を得るまでの間、返還を猶予する制度を導入した。

また、返還者の利便性の向上のため、時間に縛られずにいつでも利用可能なコンビニ収納を開始、口座引落とし可能な銀行についても随時追加を行っており、令和 3 年度からはゆうちょ銀行の口座引落としも可能となった。

次に、奨学のための給付金事業ですが、住民税所得割非課税世帯については、令和 4 年度も給付額を増額したところである。

また、令和 2 年度から引き続き、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、新入生に対し給付金の一部を早期に給付するとともに、家計が急変した世帯に給付する制度の拡充を行っていく。

【財務課（育英班）】

[その他]

12. 通学路の安全を確保するため、歩道や歩道橋、ガードレール、外灯等の設置、危険箇所の改善に向けて、国・市町村にはたらきかけるとともに、県独自でも改善に向け早急に必要な予算措置を講じること。

通学路の安全確保にあたっては、令和 3 年度に「小学校の通学路の緊急一斉点検」を、各市町村教育委員会に対し、学校関係者、警察署、道路管理者の三者で連携した点検や対策について依頼し、抽出した対策必要箇所への対策を進めているところである。

県教育委員会では、必要な対策が着実に推進できるよう、関係部局、県警本部からなる通学路安全対策会議を継続的に開催し、安全対策の推進に努めるとともに、市町村教育委員会に対しても、対策必要箇所への速やかな対応を働きかけていく。

【児童生徒安全課（安全室）】

<再質問>

緊急一斉点検以降、新たな危険箇所の把握について市町村にどのように働きかけているのか。

<再回答>

通学路の安全確保については、市町村が定める通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を定期的実施している。県教育委員会としては、小学校の通学路の緊急一斉点検で対策済みとなった箇所も含めて合同点検を実施するよう、各市町村教育委員会に通知している。

<要望>

令和 3 年度に「小学校の通学路の緊急一斉点検」での対策必要箇所 3,495 箇所のうち、約 95% 対策が進んでいること、また、HP 上で小学校の通学路の緊急一斉点検後の対策として各市町村の進捗状況を確認することでき、感謝する。八街市で下校中の小学生 5 人がトラックにはねられて死傷したあのような事故が二度と起きないようにするためにも、継続的な通学路の安全点検は必要である。今後も対策箇所の速やかな対応とともに、新たな危険箇所の把握や国土交通省の通学路交通安全プログラムにおける通学路安全確保のための PDCA サイクルを継続するよう市町村にはたらきかけるよう要望する。

13. 研修や出張にかかる旅費について、学校への配当金を増額すること。

県財政状況が厳しい中、学校においても限られた予算の中で、効果的な執行をするよう、教育事務所を通じ依頼しているところである。

また、年度途中で教育事務所を通じ過不足調査を複数回実施し、一般旅費や研修旅費等について、実績に応じた追加配分を行うなど、学校の実情に即した適切な予算配分に努めているところである。

【財務課（財務・助成班）】

